

「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害義援金」の受付期間延長について

日本赤十字社では、「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害義援金」の受付期間を平成 29 年 12 月 28 日（木）まで延長することを決定いたしました。

本義援金は、平成 29 年 7 月 7 日から受付を開始し、募集しておりますが、申し出が引き続き寄せられていることなどから受付期間を延長することといたしました。

山梨県支部でも、引き続き以下のとおり受付いたします。皆様の温かいご支援をお願いいたします。

※国内での災害に対し日本赤十字社にお寄せいただきました義援金については、手数料などいただくことなく全額が被災都道府県に設置された「義援金配分委員会」を通じて、被災された方々に届けられます。

1 義援金名称

「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害義援金」

2 募集期間

(1) 当初の受付期間

平成 29 年 7 月 7 日（金）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

(2) 延長後の受付期間

平成 29 年 7 月 7 日（金）から平成 29 年 12 月 28 日（木）まで

3 受入窓口

○日本赤十字社山梨県支部（持参の場合）甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号
（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで 土、日、祝祭日を除く）

○ゆうちょ銀行

口座番号「00480-3-7777」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料

○山梨中央銀行

下飯田支店 普通「80179」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

○甲府信用金庫

本店 普通「0448543」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

○山梨信用金庫

池田支店 普通「190196」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

※金融機関の振込の場合、通信欄または備考欄に「大雨災害」と明記して下さい。また、領収書が必要な場合は、送付先住所を明記し、通信欄または備考欄に「領収書必要」と明記して下さい。

4 その他

【現金で送金する場合の本人確認について】

- ・10万円を越える義援金を現金で送金する際は、本人確認を求められます。運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、パスポート、当該金融機関で既に確認を受けた口座の通帳やキャッシュカードなどで確認されます。
- ・法人の方は登記簿で確認され、お持込いただいた方の本人確認を求められる場合がございます。

・本件に関する問い合わせ先

〒400-0062 山梨県甲府市池田1丁目6番1号

☎ 055-251-6711

日本赤十字社山梨県支部 総務課振興担当

（午前8時45分～午後5時15分 土、日、祝祭日を除く）